

各府省等特例民法法人担当局長 殿

内閣府大臣官房公益法人行政担当室長
(公印省略)

特例民法法人の残余財産の処分について(通知)

新公益法人制度が平成 20 年 12 月に施行され、従来の公益法人(特例民法法人)は、5 年間の移行期間中に、公益社団法人又は公益財団法人に移行するか、一般社団法人又は一般財団法人に移行するかを選択することとなっているが、移行手続を済ませるまでの間、特例民法法人に対する監督は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。)第 95 条の規定に基づき、なお従前の例によるとされていることから、従来の所管官庁は、引き続き、適正な指導監督を推進していく必要がある。

そこで、特例民法法人が解散することとした場合には、その残余財産の処分が問題となる。

(1) 特例民法法人の残余財産の処分に関する運用

民法法人の財産は、公益目的に支出するものとして寄附等を受け、また、税制優遇を受けて形成されたものであることから、新制度施行前に解散した時には、民法の規定に基づき、所管官庁の指導監督の下、当該法人の目的に類似の目的のために処分するなど、公益目的に使用されることが確保されるよう運用されてきたところである。したがって、新制度の施行後も、特例民法法人の清算及び特例民法法人の業務の監督について、なお従前の例によるとする整備法第 65 条及び第 95 条に基づき、従前と同様、適正に運用される必要がある。

(2) 一般社団法人及び一般財団法人の性格

新公益法人制度において、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号)によれば、一般社団法人及び一般財団法人は、準則主義により簡便に法人格を取得することができる一般的な法人制度であり、その目的や事業内容には制限がなく、社員総会又は評議員会の決議により原則として自由に定款を変更することができ、解散した場合に残余財産を社員、出資者等の法人関係者に分配することが禁止されていない。

(3) 新公益法人制度下での財産規制

特例民法法人が公益社団法人又は公益財団法人に移行した場合、公益目的事業財産は、公益目的事業を行うために使用し、又は処分しなければならないこ

ととされている。また、一般社団法人又は一般財団法人に移行した場合も、公益目的支出計画を作成し、移行時点の純資産の額に相当する額を公益の目的のために支出することとされており、清算をする場合においても、公益社団法人及び公益財団法人に準じて、公益目的財産残額に相当する額を公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条第 17 号に規定する者に帰属させなければならないとされている。

以上のことから、新公益法人制度が施行された現在において、特例民法法人の残余財産を一般社団法人又は一般財団法人に贈与することは、一般論としては、当該財産が公益目的に使用されることが十分に担保されているとは言い難いと考えられる。

したがって、一般論としては、一般社団法人又は一般財団法人に残余財産を贈与することは不適切であると考えられるところである。貴府省等におかれては、特例民法法人が解散することとした場合の残余財産の処分について、従来からの運用及び新公益法人制度の趣旨をも踏まえつつ、特例民法法人の残余財産が公益目的に使用されることが確保されるべく、所管特例民法法人に対し、適正な指導監督を行われたく、その旨通知する。

* この通知において、「一般社団法人」及び「一般財団法人」については、それぞれ、「特例社団法人」及び「公益社団法人」並びに「特例財団法人」及び「公益財団法人」は含まない。

以 上